



長野県報

11月21日(月)
平成17年
(2005年)
第1713号

目 次

規 則

| | |
|--------------------------------------|---|
| 長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の一部を改正する規則(スポーツ課) | 1 |
| 長野県営運動場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則(スポーツ課) | 3 |
| 長野県営運動場規則の一部を改正する規則(スポーツ課) | 4 |
| 警備業法施行細則の一部を改正する規則(生活安全企画課) | 4 |

告 示

| | |
|-------------------------------|---|
| 救急病院等を定める省令に基づく救急診療所の認定(医務課) | 5 |
| 政治資金規正法に基づく政治団体の届出(選挙管理委員会) | 5 |
| 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出(選挙管理委員会) | 6 |

公 告

| | |
|--|----|
| 身体障害者を対象とする平成17年度長野県職員採用選考考査(人材活用チーム・人事委員会事務局) | 7 |
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室) | 7 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) | 8 |
| 平成17年度技術専門校の信州ものづくりスキルアップ事業の受講者の募集(雇用・人財育成課) | 8 |
| 肥料取締法に基づく肥料の登録の有効期間の更新(農業技術課) | 9 |
| 土地改良区清算人の退任の届出(土地改良課) | 9 |
| 国土調査法に基づく成果の認証(農村整備課) | 9 |
| 一般競争入札(道路維持課) | 10 |
| 一般競争入札(河川課) | 10 |
| 水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定(事業課) | 11 |
| 水道法に基づく指定給水装置工事事業者の事業の廃止(事業課) | 11 |
| 一般競争入札(高校教育課) | 11 |

規 則

長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年11月21日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第66号

長野県白馬ジャンプ競技場管理規則の一部を改正する規則

長野県白馬ジャンプ競技場管理規則(平成4年長野県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条から第4条までを次のように改める。

(利用の申込み)

第2条 条例第3条の規定による利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を条例第4条の規定により競技場の管理を行う指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提

出しなければならない。ただし、リフトを利用する場合にあっては、口頭によることができる。

- (1) 利用目的
- (2) 利用日時
- (3) 入場料を徴収してジャンプ競技に専用する場合にあっては、その旨及び当該徴収する入場料の額
- (4) ジャンプ競技以外に専用する場合にあっては、その旨
- (5) 利用人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項
(利用許可書等の交付)

第3条 指定管理者は、条例第3条の規定による利用の許可をしたときは、その利用許可書(リフトにあっては、その利用券)を交付しなければならない。

(利用の変更又は取消し)

第4条 前条の規定による利用許可書の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の変更をしようとするときは、その理由及び内容を記載した申請書に当該利用許可書を添付して、指定

| | |
|--|--|
| <p>管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 利用者が、利用の取消しをしようとするときは、その理由を記載した届出書に前条の利用許可書を添付して、指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>第5条から第9条までを削る。</p> <p>第10条中「競技場の使用者又は利用者」を「利用者その他の競技場を利用する者」に改め、「の各号」を削り、同条第5号中「知事が」を「指定管理者が知事の承認を得て」に改め、同条を第5条とする。</p> <p>第11条を削る。</p> <p>第12条中「使用者」を「利用者」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。</p> <p>第13条の見出しを「(利用後の処理)」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「知事」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の6条を加える。</p> <p>(指定の申請)</p> <p>第8条 条例第6条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。</p> <p>2 条例第6条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第5条の申請を行うもの(以下この項において「申請者」という。)について知事がその性格に応じ前項に規定する申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの (2) 申請日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの (3) 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類 (4) 役員の名簿及び履歴書 (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類 (6) 申請者が条例第7条第3号に該当する旨の誓約書 (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類 (利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合) <p>第9条 条例第10条第1号に規定する規則で定める場合は、第5条の規定に違反した場合とする。</p> <p>(管理の基準)</p> <p>第10条 条例第10条第4号に規定する知事が定める基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 競技場のうちリフトの運休日について、4月1日から同月10日まで及び11月1日から同月10日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更し、又は臨時に運休日を設けることができる。 (2) リフトの運行時間について、午前8時30分から午後5時まで(12月1日から翌年の3月31日までの間にあっては、午前9時から午後4時まで)とすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更することができる。 (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める基準 (利用料金の納付) <p>第11条 リフト以外の競技場の利用に係る料金は、第3条の利用許可書が交付されるときに納付しなければならない。ただし、指定管理者は、国又は地方公共団体が利用するときは、当該利用を終わった後に納付させることができる。</p> <p>2 リフトの利用に係る料金は、第3条の利用券が交付されるときに納付しなければならない。ただし、指定管理者が、利用する者の利便性の向上を図るため、知事の承認を得て別にその納付方法を定めたときは、この限りでない。 (リフトを除く施設の利用料金)</p> <p>第12条 条例別表の2に規定する知事が別に定める額は、別表のとおりとする。 (利用料金の減免)</p> <p>第13条 条例第13条第2号に規定する規則で定める特別の理由は、指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。</p> <p>2 条例第13条に規定する規則で定める額は、納付すべき利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 条例第13条第1号に規定する場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 入場料を徴収しないで、かつ、営業を目的としないで利用するとき 100分の100 イ アに規定する場合以外の場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率 (2) 条例第13条第2号に規定する場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率 3 条例第13条の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を明示して、第2条の規定による申請書の提出と併せて指定管理者に申請しなければならない。 <p>第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。 (利用料金の還付)</p> <p>第14条 条例第14条第2号に規定する規則で定める日は、利用日の7日前の日とする。</p> <p>2 条例第14条第3号に規定する規則で定める特別の理由は、指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。</p> <p>3 条例第14条ただし書に規定する規則で定める額は、既に納付した利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 条例第14条第1号に規定する場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 全く利用できなくなったとき 100分の100 イ 利用予定時間の2分の1以上を利用できなくなったとき 100分の50 (2) 条例第14条第2号に規定する場合 100分の50(利用日の1月前の日までに取り消した場合にあっては、100分の75) (3) 条例第14条第3号に規定する場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率 4 条例第14条ただし書の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。 | <p>別表中「(第7条関係)」を「(第12条関係)」に、「使用料」を</p> |
|--|--|

「金額」に、「使用する」を「利用する」に改める。

様式を削り、別表の次に次の様式を加える。

(別記様式) (第8条関係)

指定管理者指定申請書

年月日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名 ㊞

長野県白馬ジャンプ競技場の指定管理者の指定を受けたいので、
長野県白馬ジャンプ競技場条例第5条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 長野県白馬ジャンプ競技場条例の一部を改正する条例(平成17年長野県条例第68号)による改正前の長野県白馬ジャンプ競技場条例(平成4年長野県条例第36号)第3条の規定による許可を受けている者は、この規則による改正後の長野県白馬ジャンプ競技場管理規則(以下「新規則」という。)第2条の規定にかかわらず、同条本文の申請書の提出を要しない。

3 新規則第2条に規定する指定管理者は、この規則の施行前にこの規則による改正前の長野県白馬ジャンプ競技場管理規則第4条の規定による使用許可書の交付を受けた者に対しては、新規則第3条の規定にかかわらず、同条の利用許可書を交付することを要しない。

スポーツ課

長野県営運動場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年11月21日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第67号

長野県営運動場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

長野県営運動場使用料の徴収に関する規則(昭和46年長野県規則第17号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県営運動場の利用料金に関する規則

第1条中「基づく」を「基づき、」に、「使用料の徴収」を「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」に改める。

第2条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「使用料」を「利用料金」に、「使用開始」を「利用開始」に、「が使用」を「が利用」に、「使用を」を「利用を」に改め、同条第2項中「使用する使用者」を「利用する利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用料」を「利用料金」に、「使用開始」を「利

用開始」に、「するものとする」を「しなければならない」に改める。

第3条の見出しを「(備品等の利用料金)」に改め、同条中「定める使用料の」を「別に定める」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

(利用料金の減免)

第4条 条例第14条第2号に規定する知事が定める特別の理由は、指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

2 条例第14条に規定する知事が定める額は、納付すべき利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 条例第14条第1号に規定する場合

ア 県内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校
又は大学が利用するとき 100分の30

イ 県内の社会教育関係団体が利用するとき 100分の25

(2) 条例第14条第2号に規定する場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率

3 条例第14条の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第5条 条例第15条第2号に規定する知事が定める日は、利用しようとする日の前日とする。

2 条例第15条第3号に規定する知事が定める特別の理由は、指定管理者が特に必要があると認め、かつ、知事の承認を受けた場合であることとする。

3 条例第15条ただし書に規定する知事が定める額は、既に納付した利用料金の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

(1) 条例第15条第1号に規定する場合

ア 全く利用できなくなったとき 100分の100

イ 利用予定期間の2分の1以上を利用できなくなったとき
100分の50

(2) 前号に規定する場合以外の場合 指定管理者が知事の承認を得てその都度定める率

4 条例第15条ただし書の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、その理由を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

別表中「使用する場合の使用料」を「利用する場合の利用料金」

に、「使用料」を「金額」に改める。

様式を削る。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

スポーツ課

長野県営運動場規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年11月21日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第13号

長野県営運動場規則の一部を改正する規則

長野県営運動場規則（昭和32年長野県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を「第16条」に改める。

第2条を次のように改める。

(利用許可の申請)

第2条 条例第4条の規定により利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を利用を開始する日の前3日までに条例第5条の規定により野球場の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

- (1) 利用目的
- (2) 利用日時
- (3) 入場料を徴収する場合にあっては、その旨
- (4) 利用する備品等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用の許可を行うために必要と認める事項

第3条及び第4条を削る。

第5条の見出しを「(利用許可書の交付)」に改め、同条中「教育委員会」を「指定管理者」に、「よる」を「よる利用の」に、「野球場使用許可書を交付するものとする」を「その利用許可書を交付しなければならない」に改め、同条を第3条とする。

第6条を削る。

第7条の見出し中「使用者」を「利用者」に改め、同条中「使用者は、次の各号」を「条例第4条の規定による許可を受けた者（以下次条において「利用者」という。）は、次」に改め、同条第5号中「教育委員会が」を「指定管理者が長野県教育委員会の承認を得て」に改め、同条を第4条とする。

第8条の見出しを「(利用後の処理及び損害の賠償)」に改め、同条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用後」を「利用後」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「使用者は、使用物」を「利用者は、施設又は備品」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第3項を削り、同条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

(指定の申請)

第6条 条例第7条の申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第7条の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第6条の申請を行うもの（以下この項において「申請者」という。）について長野県教育委員会がその性格に応じ前項の申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

- (1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (2) 申請日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- (3) 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

- (4) 役員の名簿及び履歴書
- (5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- (6) 申請者が条例第8条第4号に該当する旨の誓約書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、長野県教育委員会が必要と認める書類

（利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合）

第7条 条例第11条第3号の教育委員会規則で定める場合は、第4条の規定に違反した場合とする。

第9条中「別に教育委員会」を「長野県教育委員会」に改め、同条を第8条とする。

別記様式を次のように改める。

（別記様式）（第6条関係）

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県教育委員会 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名 ㊞

長野県営上田野球場の指定管理者の指定を受けたいので、長野県営運動場条例第6条の規定により申請します。

（備考） 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 長野県営運動場条例の一部を改正する条例（平成17年長野県条例第67号）による改正前の長野県営運動場条例（昭和32年長野県条例第20号）第4条の規定による許可を受けている者は、この規則による改正後の長野県営運動場規則（以下「新規則」という。）第2条の規定にかかわらず、同条の申請書の提出を要しない。

3 新規則第2条に規定する指定管理者は、この規則の施行前にこの規則による改正前の長野県営運動場規則第5条の規定による野球場使用許可書の交付を受けた者に対しては、新規則第3条の規定にかかわらず、同条の利用許可書を交付することを要しない。

スポーツ課

警備業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年11月21日

長野県公安委員会委員長 宮下行一

長野県公安委員会規則第12号

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（昭和58年長野県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第10条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第2項第2号のイ中「警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）を「警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）に、「検定規則」を「検定等規則」に、「第1条第1項」を「第1条第2号」に、「常駐警備業務」

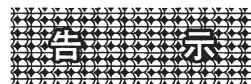
を「施設警備業務」に改め、同号のウ中「検定規則第1条第1項」を「検定等規則第1条第5号」に、「核燃料物質等運搬警備業務及び」を「核燃料物質等危険物運搬警備業務及び同条第6号に規定する」に改め、同項第3号のイ中「検定規則第1条第1項」を「検定等規則第1条第2号」に、「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改める。

第3条第1項中「第11条の7」を「第43条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活安全企画課



長野県告示第499号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急診療所は、次のとおりです。

平成17年11月21日

長野県知事 田 中 康 夫

| 名 称 | 所 在 地 | 認 定 の 有 敹 期 限 |
|--------|----------------|------------------|
| 今井整形外科 | 岡谷市長地権現町3-2-12 | 平成20年11月20日 |

医 务 課

選告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の届出がありました。

平成17年11月21日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

政党の支部

| 名 称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届 年 月 日 | 政党の名称 | 備 考 |
|--------------------|---------|---------|-------------|------------------|-------|--------------------------|
| 自由民主党長野県衆議院選挙区第二支部 | 関 谷 理 記 | 鈴 木 邦 人 | 松本市白板2-4-21 | 平成 17. 8.23 | 自由民主党 | 一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部 |

その他の政治団体

| 名 称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届 年 月 日 | 備 考 |
|-------------------|---------|---------|-------------------|------------------|--------|
| 明るい木曽町をつくる会 | 中 村 健 | 稻 垣 康 | 木曽郡開田村大字西野1420 | 平成 17.10.12 | |
| あしたのひろば | 野 溝 直 | 野 溝 直 | 伊那市大字東春近2399-1 | 17. 7. 8 | |
| 明日をになう伊藤博一後援会 | 米 沢 信 | 濱 村 長 | 小県郡長門町大字古町3975-1 | 17. 6.10 | |
| 新しい風の会 | 山 地 重 | 川 上 守 | 安曇野市豊科田沢4833 | 17.10. 3 | |
| 新しい風吹かせる会 津村孝夫後援会 | 田 宮 辰 | 松 村 晓 | 安曇野市三郷小倉6391-3 | 17.10. 7 | |
| 安曇野市政策研究会 | 村 上 広 | 村 志 忠 | 安曇野市豊科南穂高1228-2 | 17.10.11 | |
| 市川辰男後援会 | 西 澤 侑 | 窪 伸 忠 | 東筑摩郡筑北村乱橋1176-1 | 17.10.24 | |
| 市村ちえ子後援会 | 三 浦 郁 | 市 村 尚 | 北佐久郡御代田町大字豊昇309-1 | 17. 8.23 | |
| 大月晃雄後援会 | 堀 内 重 | 内 山 隆 | 東筑摩郡明科町大字中川3767-3 | 17. 9. 2 | |
| 大洞光史後援会 | 吉 崎 正 | 青 木 金 | 下伊那郡高森町大島山343 | 17. 7. 5 | |
| 麻績村扶助会 | 松 本 繁 | 飯 森 芳 | 東筑摩郡麻績村日1737 | 17.10.11 | |
| 学信会 | 加 藤 学 | 高 田 仁 | 飯田市高羽町3-4-6 | 17. 8.16 | |
| 岳洋社 | 小 林 一 | 小 林 伊 | 佐久市桑山835-1 | 17. 9.16 | |
| 加藤学後援会 | 小 林 利 | 高 田 佐 | 飯田市高羽町3-4-6 | 17. 8.16 | |
| 金井達也後援会 | 金 井 達 | 金 井 か | 上水内郡牟礼村大字柳里937 | 17. 9.14 | |
| 上村の郷を愛する会 | 柄 澤 脩 | 典 熊 | 下伊那郡上村439 | 17. 9.20 | |
| きしの正明後援会 | 古 畑 俊 | 藤 金 | 松本市井川城1-5-3 | 17. 8.19 | |
| 木曾を愛する会 とちもと力後援会 | 田 / 上 徳 | 延 原 保 | 木曽郡三岳村6824-9 | 17.10.26 | |
| 窪田一昭後援会 | 村 上 林 | 丸 山 民 | 東筑摩郡筑北村大沢新田196 | 17.10.17 | |
| 栗原定美後援会 | 金 盛 啓 | 金 森 伊 | 南安曇郡穂高町大字有明4041 | 17.10. 4 | |
| 黒岩宏成後援会 | 青 柳 幸 | 塚 田 茂 | 南安曇郡堀金村鳥川4691-4 | 17. 9.15 | |
| 健友会 | 佐 久 健 | 司 佐 | 諏訪郡富士見町乙事5368 | 17. 7.29 | |
| 小林隆利後援会 | 田 中 晃 | 浜 野 文 | 上田市大字古安曽1217-2 | 17. 5.23 | |
| 小林みきお後援会 | 手 塚 修 | 矢 島 胜 | 上田市常磐城1-7-7 | 17. 8.22 | |
| 小林幸雄後援会（しなの創尽会） | 滝 沢 常 | 原 山 政 | 上水内郡信濃町大字古間556-1 | 17. 8.29 | |
| 小林よしこ事務所 | 小 林 佳 | 小 林 義 | 上水内郡飯綱町大字倉井2585 | 17.10. 5 | |
| 佐野ひろし後援会 | 中 村 竜 | 犬 飼 是 | 南安曇郡三郷村大字温4898-8 | 17. 9.16 | |
| 清水くにあき後援会 | 清 水 邦 昭 | 清 水 和 | 安曇野市豊科457-9 | 17.10.12 | |
| 清水としはる後援会 | 寺 泽 宏 | 清 水 熊 | 小県郡真田町大字傍陽839 | 17. 9. 6 | |
| 信州経済政策研究会 | 関 谷 理 | 鈴 木 邦 | 松本市白板2-4-21 | 17. 9.14 | |